

交代寄合美濃衆について

——特に西高木家——

日置弥三郎

【要約】名古屋大学所蔵の旗本西高木家文書はトラック一台分に余るほう大な量で、いま整理中である。岐阜県養老郡上石津町の同家にも、なお重要な文書類が多く所蔵されている。それらの総合的調査は他日のこととし、ここに名大文書の一部を見る機会をえたので、西高木家について素描を試みたのが本文である。

一

交代寄合美濃衆とは、竹中・高木の二氏をいう。竹中氏は豊臣秀吉の智将竹中半兵衛重治の子丹波守重門を初代とし、以来不破郡岩手村に住し、郡内の岩手・関ヶ原・玉・山中・藤下の五カ村五千石をえて明治に至った。重門は秀吉の実伝という豊鑑の著者である^①。高木氏は石津郡（現養老郡）多良郷宮村に三家に分れて居住し、本家の西高木家は二、三〇四石、分家の東・北両高木家は各一千石を領し、三家一体となり水奉行として美濃代官（のち郡代）と共に美濃の治水事業に当った。竹中氏と共に江戸幕府の交代寄合に列して

優遇せられ、江戸に参勤した。

西高木家「先祖書」^②によれば、清和源氏頼親五世の孫信光はじめて大和高木村に住してこれを氏とし、その後伊勢に移り、更に美濃石津郡駒野に居り、ここに信光十六世の孫貞政が生れ、西高木家の初代となつたという。貞政は斎藤道三に客となり、その滅亡後は織田信長に属し、孫貞久これをついだ^③。貞久は永禄十年信長に本領安堵され、駒野を次男貞利に譲つて今尾に移った。天正八年駒野・今尾の両町の開市が、前々の如く織田信忠より許可されているので、当時繁栄していたらしい。貞久は同十二年死去し、貞利がついだが、織田氏の旧恩を思い、織田信雄に従つて秀吉に抗し、同十四年信雄

より伊勢桑名郡の内七八四貫四〇三文の地を与えられた。しかし同十八年信雄の失脚により、貞利は一族と共に流浪して甲斐に寓居したが、文禄四年徳川家康により江戸に召出され、上総に食邑を与えられ、慶長五年関ヶ原に功あり、翌年八月石津郡多良・時兩郷の内一千石加増の上二千石、嫡男貞盛に三百石を与えられて入部し、弟貞友と貞俊(実は貞久の嫡男貞家の男で貞久の養子)とにも同所で各五百石を加増されて一千石を与えられ、東・北の両高木家の二分家を立てた。貞利が同八年死し、貞盛父の遺領を合して二、三〇〇石を領し、ここに高木三家確立し、代々永く在村して明治に至つた^④。高木氏のこの地就封理由については、旧領今尾にはすでに市橋長勝(美濃池田郡市橋荘の人、元和二年越後三条藩主)があつたためとし、また「この地嶮山多く、山賊及び耶蘇の徒患あるにより」とする^⑤など判然しない。いまここにキリシタンの存在を証するものはなく、四囲山岳で囲まれ、牧田川この地を貫流し、八支流之に合する外界隔離の別天地、しかも関ヶ原役直後でもあり、不逞の徒にそなえ高木氏を入部せしめたのであらう。後述の如く或はすでに水利治水事業とその紛議調停に公平な立場をとらしめんとする意図があつたかとも思われる。

江戸幕府は関ヶ原役にかんがみ、美濃を関西への前衛地として重視し、美濃六五万石余を天領・尾張藩領の外、約一〇藩と八〇余の

旗本領に細分し、ここに有力な反幕勢力拾頭の防止政策をとつた。一方家康の子義直を尾張に封じて東海道樞要の地を守らしめ、木曾川の左岸大山より河口に至る四八キロの大堤防を修築して尾張の水害防止、関西軍の侵入防衛、不破構造谷の要地をひかえた西濃の庄迫という一石三鳥政策がとられた。西濃地方は木曾・長良・揖斐の三大川の合流点なる低湿な平野地帯、絶えず洪水に悩まされた。元米治水土木事業は広い地域にわたる統一権力を必要とする。しかしこの地に対する幕府は分割弱体化政策をとつた。従て地方住民は一村又は数村堤防で囲つたいわゆる輪中を作り、各自の強い団結力で自衛的——時には他を殺し自ら生きんとする侵略的な特異な排他的共同体を作り上げるに至つた。^⑥

江戸幕府の水害復旧、堤防修築に四法あり、幕府の費用で施行する公儀御普請、関係国住民に国役金を課して実施する国役御普請(最も多いもの)、諸大名に施行せしめる御手伝御普請、領主又は住民の自費実施の自普請(手限普請とも)に分れる。これら諸工事はその実施区域を生かすこと当然であるが、それはこの輪中地帯にとつては直ちに他を殺すというはね返りを意味するといつても過言ではない。その治水工事の実施も慎重を要し、その紛争も絶えず、また他の地方には想像もされぬ激烈さであつた。西濃近世史は水論史につきるともいえる。^⑦ 水利治水の管理機関として、美濃郡代の下に

堤方役十二名あり、国役金の収支、治水工事の設計、その他の施工監督、堤防護等を任とし、高木三家も郡代と同格にてこれに参加した。高木家は僻遠の山中にあるが、濃尾平野に全く所領を有せず公平な立場をとりええし、また前述の如くかつてこの輪中地帯の中心駒野・今尾地方に、また三大川の河口伊勢桑名郡にも勢力を振つた土豪として、これら地方住民と深い歴史的因縁を有したのと相まつて最も適任とされた。しかしこの場合彼らの政治権力を絶対視してはいけない。例えば天保六年尾州領安八郡中村が堤外囲堤に土盛したことより、大垣藩領八十九カ村が囲堤全部の取払を願出て七カ年紛争を続け、その間笠松（美濃郡代）・多良（高木家）両役所は勿論、幕府の指揮を仰いでも解決せず、有力村役人の立入調停が大いに奏功した如き事例は多く、いかにこの種問題が複雑微妙な難事かをよく示している。

二

高木三家が水利治水に関係したはじめは、寛永元年根尾川のかんがい用水の分配につき、真桑方と蓮田方との番水御用である。これを契機として、従来美濃国堤川除奉行は固定した家はなかつたが、この頃堤川除国役普請奉行に任ぜられた。また元禄十六年には濃州川々の水行障碍物取払奉行に西高木の五郎左衛門衛貞と南条金左衛

門とが命ぜられた。兩人はこの取払工事実施のため、次の如き人員の要求をそれぞれ出している。

下奉行五名 一名一月金一兩三人扶持一倍

下役一〇名 一名一月金二分二人扶持

水夫二〇名 一名一日銀八分一人扶持

その他塩味噌野菜代、道中駄賃、宿泊賃銀等

幕命を受けた高木衛貞は、従来すべて二分家へ「申談相勤来候間」と願出で、高木三家共同勤務が常例となつた。この御用中の高木家への扶持米は、西高木家（本家）は三七人扶持一倍、東・北両高木家は各二四人扶持一倍で、之が前例となり、その後代々国役普請御用の場合も之に準ぜられた。この取払事業は宝永二年完了し、その機会に之が永続的に制度化され、高木三家は一年交代で家来二名（川通役という）を以て、年間凡そ三回、前述の川々取払い跡、勢州桑名川通、尾州熱田川通まで巡検し、諸川新規堤川除、猿尾霞萱植出等を禁止した。之がいわゆる美濃水奉行で、先の国役普請奉行と共に、高木三家のこの方面における地位の確立となつた。高木家水奉行の下にあつた川通役は、美濃郡代下の堤方役に匹敵し、家老格に次ぐ用人の職とされ（時に家老格）、その役高凡そ一〇石四人扶持である。川通巡検に当つては誓紙を出し、その人馬並船泊り宿水夫雇賃銀等は、川通御料私領村々百姓役にて負担の規定であつた

が、その割合決定権は高木家ではなく郡代にあり、そこに両者の政治的性格の相違が見られる。堤方役は十二家の半は世襲で、寛永年間召抱えられたにはじまり、役高は三〇俵四人扶持で、高木家の川通役と大差なく、はじめ各在所に住み、次第に職務繁忙と共に郡代陣屋内に居住した。治水紛議解決の困難は、かような世襲役人を適任としたであろう。新規普請の出願処理、それによる被害地域の訴訟の調停裁決には三段階あつた。堤方役と川通役との現場立会吟味にもとづき、郡代と高木家と合議決裁し、之に不服の時は、郡代と高木家直接現場立会吟味の上合議決裁し、なおも不服の時は、関係両者、天領は代官手代、私領は役人を多良又は笠松役所へ召致し、吟味決裁をした。最悪の場合は幕府の裁断を仰ぐこと勿論である。

天保六年「村々より川通水行出入ニ付及出訴候節時宜ニ寄領主地頭家来呼寄心得方承り又者村々江利解品等申談取計候も有之候」との従来の解決方法について、堤方役が疑問をもち、「川通規矩相崩御威光ニ茂相拘候」といい、郡代は「堤方役之者共取計向都而不案内旁心得違罷在候哉ニ相聞之候」として、高木家に意見を求めたのに対し、郡代に同意しながらも、「乍然落着方及遅滞候」と付言している。この三者三様の意見に、困難な水場地帯の紛議処理に当つてきたそれぞれの永い歴史的経験がにじみ出ている。世襲的現場役人たる堤方役のいう「規矩」尊重は、防水施設の新築造特に異例の

新規普請の禁止を意味し、それは封建社会の一特色とされる「新儀停止」の如き形式論ではなく、この水場農民の血を以ての日常闘争の切実な問題であり、それだけその解決に現場で当る堤方役としては、時に「御威光」（お上の）の必要を痛感せしめたであろう。高木家は後述の如く多大の失費で出張する立場として、解決「遅滞」の失費増加を恐れる経験からの発言である。之らに対し、この地の最高責任者たる郡代のそれは、一見最も理をつくしながら、僅か数年交代の郡代の輪中認識の浅さを物語つていると思われる。

高木家の年々川通巡検は、支流の末にまでよく行われたが、寛保以後いつからか、川通役単独巡検が、堤方役との春秋二回の立会見分となり、之を大川廻りと称した。ついで明和三年、木曾川は笠松村、長良川は河渡村、伊尾川は西結村をそれぞれ北限として河口までは、堤方役・川通役の立会見分とし、それより上流と支流とは郡代手限りとされた。かような高木家の権限漸減の理由は不明だが、第一表の如く、国役普請見廻御用の増加によるかとも思われる。しかし百年後の文久二年西高木家より「先年之通美濃国中之川筋奉行被仰付被下置候様」と権限縮小前への復活歎願が出ているので、同家にとりこの川通巡検が重大視されていたことが分る。この歎願につき北高木家は同調したが、東高木家は、幕命ならば致し方なし、自ら歎願などは「時節柄物入之儀且高年之故」として何としても加

(1) 西高木家歴代関係事業表

年代	世治代	歴代	国役普請見廻	手伝普請見廻	井水論見分	堤川除出入見分	村川原境論見分	山論、見分
4	盛	貞盛			1			
5	勝	貞勝	5		1	1	1	1
6	則	貞則	5		5	1	2	1
7	貞	貞貞	4			1		
8	輝	貞輝						
9	貞	貞貞	6	3				
10	藏	貞藏	19	2		1		
11	貞	貞貞	20					
12	貞	貞貞	1					
合計			60	5	7	4	3	2

わらず、珍しく三家の歩調が乱れた。之によりこの川通巡検が「物入」多いことながら、高木家本家にとつては面子の上よりその復活歎願となつたと思われ、封建社会における役職の本質がうかがわれ

る。以上は高木家の例年所定の任務だが、別に前述の堤川除国役普請奉行として臨時御用と各種争論裁決があり、その主要なものを表示

すれば上の如くである。このうち最大事業は、有名な宝曆四・五年の薩摩藩の御手伝普請における場所付御用掛を郡代と共に命ぜられたことである。この時の高木三家の扶持米は、前述の元禄十六年の規定額「分限扶持一倍増」を求めたが、「五割増」と半減され、之が幕末までの定額とされ、同家の貧弱な財政に打撃を与えるに至つた。下奉行は願の如く三家各二名、但し扶持は一名に一月金一両三人扶持五割増に減額され、宿代金は二分、竿取・雇小者各一名とされた。この事業につき江戸往返駄賃雑用支給は認められなかつた。この時の出張日数は不明であるが、その日数は工事の大小難易により相違あるは勿論で、安永七年の御手伝普請見廻には、西高木十七日、東高木十三日、北高木十二日であり、天保十四年の国役普請見廻には、三家とも前後六日である。之ら扶持米はすべて美濃郡代より支給され、その支給額は一見多額のようにも、その供人数多く、高木家としては大きな失費となつた。西高木家の享保四年の堤見分御用には、三日間、土分五、足軽中間一七、駕籠の者四、合計三三名を従えた。⑩ また天保十一年の国役普請見廻御用には、七日間、御用役一、同見習一、近習二、中小姓二、徒士二、足軽中間一九、合計二八名となつており、大体三〇名前後であつた。第一表の如く、見廻御用の激増した十代、十一代の時には、ために財政困難その極に達したこと後述の如くである。

(2) 家中役高扶持米表 明和5年

役名	人数	一人当額面		同上の内借上額	
		役高	扶持米	役高	扶持米
家老	1	石15	石3.6	石9.5	石
家老格	1	13	3.6	7.7	1.8
用人	4	10 (2)	3.6 (4)	(4.5 5.4)	1.8 (4)
近習	3	9		4.0	
		8		4.4	
徒士	6	6.5	1.8 (3)	2.6	
		6 (2)		2.3 (2)	
足輕	11	4.5 (2)	1.8 (6)	1.2 (2)	
		4 (4)		1.0 (4)	
中間	1	3.2	1.8	0.8	
合計	27	計28.6		5.6	
合計	27	140.3	39.6	55.5	9.0
実際支給額役高 84.8石 扶持米 30.6石 合計 115.4石					

()内の数字は該当者数

()のないものは該当者数1名の場合

西高木家の家臣団の成立事情は不明である。残存の「御家中分限録」の最古は明和六七年頃のもので、それによる家臣構成は第二表の如くで、領主の借上は明和五年よりはじめられている。この分限録はほかに弘化二年・文久二年のみで、「御家中士帳并役付」が天明五年より天保十四年まで一九冊あり、それらによれば家中士の出入の多いが目立つ。土分の数は明和年間大体一五名、安永・寛政

三

年間には第一表の如く国役普請見廻御用が急増し、中小姓の新設、徒士の増員あり、二三〜四名となつて文政年間に至るまで変動がないのに、その間「新規召抱」が多く、それだけ旧人の罷免があり、しかもその新人が数年にして姿を消し、また旧人の復帰も多い。その著しい例は、文化十四年の年寄・用人・給人・中小姓・徒士格(二名)・坊主格の七名に及ぶ新人召抱である。年寄は家老の上席で、時におかれ、この時小鹿佐兵衛が任ぜられ、用人に川治伝之右衛門が新任されたが、何れも早く文政二年には姿がない。この前後の事情は不明、歴代随一の手腕家十一代修理の改革でもあり、大いに期するところあつてのことであらう。この失敗が更に文政八年の大改革を生んだと思われる。まず次の如く役名と役頭が決定され、その職務内容も規定され、儉約の勵行が指示された。

家老―家老格―中老―大目付

江戸留守居―用人―側用人

側用人同格―奥用人―勝手用人

給人―目付―近習頭―近習

納戸役―医師―子供付―高役

米蔵

義倉―奉行―作事奉行―山奉行

小蔵

米蔵

義倉

小殺蔵

吟味役—近習見習—祐筆

代官頭取—中小姓—同格—台所方元々

晴令院方侍—代官—同見習—台所方

中間頭—坊主格—山廻り役—足輕

中間組頭—草履取—中間

この複雑な機構成立と同時に、大目付伊東幾右衛門・側用人大嶽半之進等十二名が、郷村生活をすてて、主家の隣接地即ち「馬家南之明地并裏門先大藪跡」へ五年計画で移転を命ぜられた。その理由として「村方江入交罷在候而へ領分中之制止之筋等不行届」「子とも成立方不行作ニ押移」「差懸り候急用等有之候節も不模通り差支候」というにある。移転料は財政困難の折、不十分ながらとして馬家南の者—金三兩と三〇年賦の五兩、大藪跡の者—金一兩二分と二〇年賦の四兩が支給され、時節柄家作質素を旨とすべきも、自らの財力によるべしとされ、ただ草萱葺屋根は禁止された。その宅地は、大藪跡は一戸一八〇坪、他は未定とされている。彼らの柴薪山は、従来農民との入会であつたが、林山のうち見立てて掟山を与えられることとなつた。

寛政年間、尾張藩士的美濃における同藩領内の視察記録たる「濃

州徇行記」に

高木三家の館は禰宜村と宮村（〇何れも多良郷）の間にあり、館を山の峰に構へ候よりみあげ殆んど城郭に彷彿たり、家中屋敷もつづいてあり、是はいづれも家造り質素なり、皆農事をもするよし

とあるので、家中士の移転はすでに寛政以前からであつたか、ここに見るものは最初からそこにあつたか判然しない。之より先安永七年家中の三輪代右衛門が、忠勤をはげみ、金百兩上納の賞として、主家付近の禰宜村で一石五斗の土地と、三分一山と称する山林を与えられているが、彼は「徇行記」にある家中屋敷に住み、農事を営んでいた者であろう。この家中屋敷に住む者でも、寛政年間まだ兵農分離せず、ようやく文政八年に至り、多数の家中屋敷への移転が行われ、それが本格化してきたと思われる。それと同時に、従来家中士の序列があいまいで、しかも新旧人の出入りが多かつたのを改めて、各人その家役は世襲となし、それぞれ身分が固定し、ここに西高木家の家臣団の構成がようやく確立された。文政末年より治水関係事務多忙をきわめ、天保年間主として徒士増員（のち多く近習に昇格）が行われ、嘉永五年には第三表の如き大世帯となつた。先の第二表に比し、足輕・中間には変化なく、士分は倍加し、それだけ給米も増加し、財政を大いに圧迫するに至つた。

(3) 家中役高表

嘉永 5年3月

第三表に見える江戸屋敷は、西高木家参勤交代のためのものであ
る。参勤交代は寛文八年より高木三家隔年交代勤務となり、西高木

役名	人数	一人当 役高		同上の内借上分		一人当 扶持米	同上の内 借上分	袴料
		米	金	米	金			
家老	1	石 15	(欠役)	石 7		石 5.4		
家老	1	13				3.6		
中人	1	12	(欠役)	5.3		3.6	石 0.8(2)	
用人	3	11				4.2(2)		
給人	2	8	石分 (イ) 10.0	3.4	/	3.6	0.8	
目付	1	8				(イ) 5.4	/	
近習	7	7(2)	(イ) 3.3(4)	3.6	石分 (1.2(1) 1.3(3))	3.6(2)	1.8	正 100(4)
						3.0(2)		
醫師	2		(ロ) 5.0		/	(ロ) 3.6	/	
御側	2	6(2)	(ロ) 2.1(2)			1.1(2)	3.6(2)	
中小姓	1	5		(2.6 2.4)		2.7(2)	0.9(2)	正 100
小姓	2		1.2(2)	2.0		2.7	0.9	2朱 正 100(2)
徒士	8	4(8)		(イ) 1.0(8)	0.2(2)	/	/	(2朱(4) 1朱)
足輕	4	計 5.4				計 6.75		
中間	5	計 8.2				計 12.15		
合計	40	161.6	(イ) 40.1	48.7	10.1	109.8	17.5	

実際支給額 役高 79.9 石 給金(袴料共) 30兩 扶持米 81.5 石

- ()内の数字は該当者数 ()のないものは該当者 1 名の場合
- (イ)(ロ) 江戸屋敷詰の者 (イ) 白銀 5 枚を受く、之を金に換算したもの
- (イ) この内にも不勤日引としてなお 2 石ずつ引かれている者 3 名ある
- (ロ) この内にも不勤日引 1.8 石の者 1 名ある
- (イ) 袴料を含む

足輕が中間に比し役高等の少いのは、1月10日又は15日勤だからである

家は赤坂門外に拝領屋敷をえたが、明暦三年有名な江戸大火に類焼し、幕府より見舞復興金二百両をえたがその地火除地となり、替地を受けるはずのところ、麴町元山王の東高木家江戸屋敷に同居しつづけた。両高木家参勤在府の時は不便を感じつつも、ようやく文政八年愛宕下青松寺前袋小路小普請組山岡佐次右衛門の二五〇坪の土地と建物とを借りたが、御成道に当り何かと入用かさむとて、天保六年之を返し、武蔵豊島郡西大久保村百姓五郎兵衛より土地二八〇坪、建坪二九

と二四坪の住家とを金五四兩で譲受け、大修理と増築とを行つてゐる。しかし抱屋敷地では修繕毎に新地奉行の見分を要し、何かと不便ありとし、遂に安政元年、実に類焼後二百年振りて屋敷拝領の願書を出すに至つたが、余りにも長い空白期間あり、ために多くの金品と日時とを費し、ようやく同三年本所四ツ橋通竹本園書頭永預地内に三百坪をえ、まず長屋一棟を建てている。その詳細は不明であるが、その建設資金として文久三年に領内時郷で講を結ばせ、金五〇兩を調達している有様で、その建設は容易でなかつたらしい。しかし早くも元治二年には多くの建物を売却している。この江戸屋敷の留守居は主として給人一名（時には近習一名の留守居見習共）が当り、足懸又は仲間二名、門番一名をおいた。参勤交代もさることながら、江戸屋敷さえが、同家にとり厄介なまた財政上大きな負担であつたことがうかがわれる。

四

西高木家の知行高は、多良郷九村、時郷七村の内二、三〇四石二八三であつたが、その毛付高は、すでに元和初年知行高の二割も下廻り、^⑮数度の牧田川氾濫で川成山崩などで、第四表の如く減少していつた。さらにその物成額は第五表の如く減少がひどい。元来この地方は「山中ニ而地味悪ク作物実乘不宜別而猪鹿猿狢作物を荒」す

(4) 毛付高変遷表

年	代	毛付高
元和	3 (1617)	石 1,829.301
〃	9 (1623)	2,050.662
正保	2 (1645)	1,831.907
明暦	1 (1655)	1,743.984
寛政	12 (1800)	1,857.206
天保	12 (1841)	1,727.012

天保12年は過去5年間の平均

(5) 物成額変遷表

年	代	物成額
正保	2 (1645)	石 902.025
寛政	11 (1799)	688.677
天保	12 (1841)	617.507
慶応	4 (1868)	734.996

山年石、米約50石、米、夫保12年、口米、合計2年間、は合保2年、額以上なる、物成額は、この貢をの

上に宝永以来数度の洪水にて、生産力の発展はさらに見られなかつた。

西高木家財政の一応の基準は、収納高正米七百石と小物成十一品（見積約金九〇兩）とにおかれた。之に對し年間飯米五〇石、家中出来一六〇石等を主とする

「年中諸入用」三百石と、領主家自体の經常費「年中御幕方」金一八〇兩とを予定し、残金二五〇兩を以て隔年の参勤交代、随時の普請見廻御用等の重要な臨時費にあてるとの立前がとられた。この貧弱な財政に大

きな重圧を加えたのは参勤交代費で、第六表の如くである。明和三年一八五兩の内一一七兩が在府中の諸入用で、またその内四二兩が諸所への贈答である。全支出額が漸減し、特に贈答が著しく減少し、

(6) 参勤支出額表

年 代	支出額	
明和	3	兩 185
寛政	6	196
文化	9	182
"	11	115

道中費が却て倍額になる。参勤交代が時勢の変化と共に形式化していくことが見られる。文化十五年の贈答品を見ると、本丸・西丸(榎各一折(六升詰)をはじめ、実に八六名という多方面へ

贈り、その品目も一八にも上り、榎二斗四升、紙六三〇帖、小刀一二一、庖丁二四、鉄一九等美濃国特産品が多く、將軍等への榎、尾張藩主への梅の下風は特に領内の名産である。しかしこの隔年とされる参勤交代も、前述の川普請見廻御用があれば、それだけ回数免除される規定あり、財政の破綻も自ら緩和しえたわけである。

次に家中出米は、すでに延享二年二〇五石となり、遂に第二表の如く、明和五年より領主の借上を余儀なくした。この前年正月には「御台所御定目」が作られ、三度の食繕より来客の接待、役人執務中の食事等二九条にわたり、「中間地廻り灯燈持帰り次第」ともしかけ(〇ろうそく)差出可申候」とまで緊縮節約が規定された。しかし前述の如き人員増と給与の自然加増で、家中出米は第七表の如く、文久二年には米のみで借上前を上廻り、更に江戸屋敷詰給金等の金四〇兩の支出も加わった。また領主家の経常費・臨時費の総支出額は第八表の如くで、特に天保年間以降の激増は、天保三年同家焼失し、「御普請向其外御物入多ク殊ニ以来とハ御建前も広ク御立派ニ

(7) 家中実支給額累年表

年 代	士 分			士 分 外			合 計		
	人数	米	金	人数	米	金	人数	米	金
弘化 2	28	石 127.1	兩 24.2	34	石 57.4	兩 24.3	62	石 184.5	兩 49.1
嘉永 5	31	128.9	30.0	24	50.3	18.3	55	179.2	48.3
文久 2	29	154.4	23.0	24	56.0	17.0	53	210.4	40.0

士分外人数には女中がそれぞれ 13,9,8 が入っている

候得は御物入は乍恐御尤至極ニ御座候(明治二年百姓歎願書)との事情によるものである。また収納米七百石との基準は第五表の如く大きく崩れてきている。財政の破綻は深刻化し、借入金が問題となつてくる。

財政破綻のはじめと思われる天保二年の「借財仕訳帳」によれば、借入金元金二、一三一兩、その返済が元金二二七兩、利子二四六兩であり、しかもその年の領主家の経常費は一八〇兩にすぎぬという不均衡を示している。いわゆるじり貧の形でここまで追込まれてきたわけで、翌年の同家焼失でいよいよ破局へ向うのである。天保八年より文久二年まで二五年間の「借入金証文控帳」によれば、借入皆無の三カ年を除き、天保十年の七〇六兩、安政四年の七三五兩を最

(8) 支出額累年表

年代	支出額
11	315
1	324
2	515
1	390
3	493
5	349
6	551
8	506
3	249
13	415
2	691
4	1,375
3	1,916

一八〇兩の新規借入が見られる。その返済に

いが、その事情は不明で、ただこの地が勢州街道の要地であり、何らかの特殊関係でもあつたのであろうか。隣接の譜代大垣藩の二一五兩は当然であろうが、その内宿場助成金拝借の一二〇兩は注意すべきものである。周知の如く幕府の宿場に対する助成金や、宿場自体の積立金をそのまま消費するをさげ、それを貸付資本にまわし、その利足を年々の宿場助成とする貸付金制度があつた。之による金の動きは、宿場が溜め、旗本が借り、領内の村が返す形をとるが、旗本が之を借りるのはすでに領内より搾る限界にきているからで、その限り宿場は利足さえ満足に受取りえなかつたのが実情であつた。

ついでには詳細不明であるが、いま之につづく文久三年の「御借財仕訳帳」を分析してその実態をとらえるため、その内容を表示すれば第九表となる。借入金合計四、一九六兩で、過去二五年間の合計とほぼ等しく、その間返済は実質上一向に進んでいないことが分る。

文久三年の借入先を見るに、松坂仕入役所四五〇兩、山田奉行所三〇〇兩、伊勢一身田名目金六〇兩、松坂商人六八兩等伊勢関係が多

を種々の名目で借りており、すでにその限界に達していたと思われる。特に前述の如く天保三年同家焼失後の財政再建は御用金又は其后追々御参府等之儀ニ付見立割等ニ而も其人不相応之割合杯ニ而已ニ潰れニ及び候程之者も出来、又役前之者致他借致調達置其利足を高割ニ懸ケ、其后返済方ニ付講会等を取結夫々及度々……掛金小前一同江之咄しも不致庄屋共任勝手年々其懸銀も惣高割ニ相懸、其外毎年出会之諸雜費立掛り不知数相成り、夫故夫銀莫大ニ相成り……目も不被当姿之者も不少御座候（明治二年歎願書）

(9) 文久三年現在借入金表

類別	借入先	金額
普通	山田奉行所等	845
	家中士口入	381
	領内百姓	183
	京都名古屋等商人計	1,235
年賦	大垣役所等	383
	近在商入	78
	領内百姓計	60
講	江戸屋敷普請時郷講	50
	参府入用金領内講	400
	領内講	200
	名古屋等講	60
	計	710
据置	領内百姓他	228
	その他	93
	計	321
合計		4,196

年賦期間は5~10年、40年のものもある、講年限は10~15年

る。特に前述の如く天保三年同家焼失後の財政再建は御用金又は其后追々御参府等之儀ニ付見立割等ニ而も其人不相応之割合杯ニ而已ニ潰れニ及び候程之者も出来、又役前之者致他借致調達置其利足を高割ニ懸ケ、其后返済方ニ付講会等を取結夫々及度々……掛金小前一同江之咄しも不致庄屋共任勝手年々其懸銀も惣高割ニ相懸、其外毎年出会之諸雜費立掛り不知数相成り、夫故夫銀莫大ニ相成り……目も不被当姿之者も不少御座候（明治二年歎願書）

とある如く、庄屋を通じて着々と進められた。

元来この地の村落統治の特色は、村役人の多いことである。養老郡志にある元禄以降の庄屋名には、不正確な点があるが、その傾向は十分うかがえる。また弘化二年の「御直命之写」によれば、多良郷七カ村に庄屋組頭合計八三名、時郷六カ村に庄屋二一名となつてゐる。しかも之を統轄する者として、両郷にそれぞれ中小姓又は徒士の兼任による代官がおかれ、「郷中非常之節は出勤不及早速場所ニ馳付夫々可相勤候」とされた。

先によく引用した明治二年の百姓歎願書は、こうした厳しい支配下にあつた農民が、十七カ条にわたり「旧来之悪き振を御一新相成」るようにと新設の笠松県役所へ出したものであるだけに、幕末の農民生活の実態をよく物語るといえよう。多良・時両郷にて五、七九一七七二三（正保石高）、ここを領するものに高木三家を主として、尾張藩、青木・別所の二旗本領あり、高木領が特に高免で小物成も多く、更にまた無賃使役の小役も多く、加えて領主につらなる庄屋の専断も甚しく、「御一新」になつても県よりの数度の「御触示」も通せず、新政府の金札貸下も達せずしてその機を逸するなど、農民困窮の由来が古く深いことを訴えている。

さて第九表にもどり、尾張藩よりも五〇兩借入れている。西高木家と同藩との関係は深く、天保末年までに同家の女にして同藩士に

嫁した者九、養子一をかぞえ、特に九代新兵衛篤貞は、同藩士遠山景供の次男、母は六代貞則の女である。前述の如く関西への前衛地としての美濃国の重鎮としての尾張藩、美濃国の困難な治水上の水奉行としての高木本家たる西高木家、この両者の関係は、幕府としてもその緊密化を良策としたのである。

なお借入先としての商人であるが、近在商人は、前述の小物成十品の領主使用分外の払下を契機としてその財政に関与しはじめた。文久三年金千両調達の京都の西村与三右衛門、一五〇両の京都の土屋作兵衛等一六名に対し、「調達金之訳を以諸向江御手当御扶持方被下分」として、金三七両と米一六石が計上されているのは注意すべきである。一人扶持代金一両一分三朱と定め、大和伏見の木屋太兵衛五人、美濃加納宿西川佐助五人、京都の西村四人、大垣の山田善吉二人の外、五名に各一人扶持代金が与えられ、美濃高田町の俵屋七太夫に米六石四斗、他の五名に一石又は二石の米がそれぞれ毎年与えられている。しかし領内の百姓に対しては何らの扶持も与えられず、却て先の第九表の据置借入金形で、借入年より数年間元利返済中止という差別的便法がとられている。

「御借財仕訳帳」を通じて見れば、言い古されたことながら、商業資本、高利貸資本の侵蝕による西高木家の財政窮乏は、直接の犠牲者として領内農民を描き出し、それが前述の如き極めて厳格な支

配形應下の農民なるを思えば、その窮乏の深刻さもよくわかる。先の明治二年の歎願書に

時多良兩郷の間他家江縁付候者元手次寺を不離候故一家之内數ヶ寺江付届候様ニ相成小前難渋之者甚迷惑仕候夫同宗ニ相成従來一寺ニ而一切相濟候様奉願上候

とあり、瑣細なことに見えながら、ここにも類例を多く見ない多數の村役人による農民支配の意図に相通するものがあると思われる。

最後に文久三年の「御借財仕訳帳」と明治二年の「歎願書」との内容の関連を検討しなければならぬ。之より先弘化二年領主が多良郷七村の庄屋組頭八三名を呼出し、重戦八名立会の下に直命を伝える未曾有の事件があつた。その「演舌」に

今日呼出候儀外之事ニハ無之先達而御法度を背不法之儀相企候事言語同断……ニ候得共一同勝手取直し方之義深く見定も有之強訴致候事と存不埒之事ニ候得共願之通り聞濟候上ハ公務并政務之外諸借財ハ勿論勝手向不残多良九ヶ村江相任せ候間可然取扱可申候とある。すでに領主財政は破局におちいり、その実権が事実上村役人の手中に歸しており、それ故にこそ今や財政再建の強訴となり、しかも容易にそれがきき届けられ、領主もその事実を形式上も確認せざるをえなくなつたのである。更に「演舌」はつづいて

尤是迄不用之人召遣候様一同存物数寄之様ニ申出候得共全左ニ無

之勝手不如意ニ付融通又ハ夫々入用ニ付召抱候事ニ候此余に不用之人躰候ハ、正路可申出候御糺之上夫々取計可申候

(御直命之写)

とある。前述の「調達金之訳を以諸向江御手当御扶持方被下分」に示された如き御用商人等に対する村役人の追求にあい、領主の金融面におけるいわゆる高等政策の積みを余儀なくされたのである。かようにして領民は一方は村役人、他方は高利貸資本の手を通じて、窮乏の底へと深く追込まれていつたのである。

西高木家は二分家と共に交代寄合に列せられ、その身在所に居住し、隔年江戸に参勤交代し、身分格式みな大名に准じ優遇された。二、三〇〇石の西高木家は、旗本としては上層部に位していた。^②しかし参勤交代の多大の失費、江戸文化の移入による生活上はいたく財政を圧迫した。この僻地時郷に酒造家三軒、他所請売四軒の存在は、江戸文化のいたずらな浸潤の表現といわねばならぬ。治水奉行としての出張「川通御出郷」には、衣類・道具類すべて大名に准じた。治水事業につき協調を保つべき美濃郡代とかくの専断的態度に対抗する上にも、また互に血を以てしても対決せんとする輪中農民の紛争に対処する上にも、かかる示威的行動を必要としたであらうが、また文久三年財政困難の折、しかもその困難の一原因であり、それ故にこそ東高木家が同調しないにかかわらず、本家としての面子も

あり、美濃郡代の手に渡つて久しい川面巡檢の権限復活願をするなど、何れも交代寄合として准大名意識の表現と思われる。江戸時代を通じてこの地に居住し、その所領も一カ所にまとまり、一般の旗本領とは異り、大名領の如き意識と支配形態をもつてきた。しかし所領は小さな山間僻地で生産力は下向し、大名領化の傾向が元來貧弱な領主財政の破綻を早め、その支持基盤たる農村もその限界に達して明治維新を迎えた。領主財政を動かすに至つた村役人層の詳細については他日のこととしたい。

- ① 竹中氏の関係史料多く散逸して、まだまだとまつた研究はない。
- ② 本文書は弘化三年高木修理経貞が幕府へ指出したもの。
- ③ 貞久実は近江杉沢の樋口氏の男、貞政の嫡男貞次(天死)の女の御養子。
- ④ 西高木家の初代を美濃地方史書多く貞利とするが、前出の「先祖書」その他家伝系譜等は、初代貞政、二代貞久、三代貞利とあり、今は之に従う。
- ⑤ 前出「先祖書」。
- ⑥ 『寛政重修諸家譜』第二、七七〇頁。
- ⑦ 中沢弁次郎氏『輪中聚落地誌』一六頁。
- ⑧ 『岐阜県治水史』。
- ⑨ 『岐阜県治水史資料網文』第四冊。
- ⑩ 同上 第一冊。
- ⑪ 同上 第四冊。

⑫ 『岐阜県誌古文書類纂』所収多良古物語によれば、多良村は三輪三人衆とその従者たる郷土に占められ、天正元年より多良山甘一人名持百姓と呼ぶ名頭(即ち名主)の寄合談合により万事を執り行うたが、三人衆は信長に抗し、同六年切腹を命ぜられたという。これらと高木家及びその家臣との関係は判然しない。清水三男氏『日本中世の村落』一五四頁、『養老郡志』八一六頁。

⑬ 『養老郡志』一〇五三頁。

⑭ 「江戸御屋敷之内御払物品々附留帳」元治二・二。

⑮ この激滅の理由は不明、後年の免定に「往古々地所無御座候」として高一五〇石前後を記す教村がある。

⑯ 十一品とは、大麦・小麦・稗・大豆・小豆・荳・胡摩・懸茶・真綿・波・綱芋で、その納入額には変化なし。稗が最も多く三八石余で、その土地柄をよく示している。茶は慶安年間領主の奨励で盛となり、享保年間甘露寺家へ、更に長橋局より天皇に献じ、「梅の下風」の名を与えられたと伝え、各地へも売出した特産品、領主も茶園を有し、その世話人に四斗(のち八斗)の扶持米を与えている。『養老郡志』一〇六四頁。

⑰ 榎の木は、時郷堂上村にあり、畑荒れ、農民迷惑し、領主は米一斗を与え補償してきた。特に無洪榎として名高い。いま園指定の天然記念物である。『養老郡志』一〇六七頁。

⑱ 註⑧参照。

⑲ 天保三年三月四日午ノ中刻北高木家より出火、即刻西高木家へ飛火、殞焼したが、その届書に、「表奥住居向不残付中間部屋共、表門一、櫓門一、塀重門一、土蔵一、長屋四、稽古小屋一、厩一、通用路次五、惣囲東北、下屋敷不残、門二、家中屋敷一(門共)」

とある。本文中引用の「濃州御行記」の「城郭に彷彿たり」と記しているものである。いま名大に年代不明の「百分一之割図」との屋敷大絵図あり、石垣と土塀とでめぐらした南北最長七一間、東西同六一間の地に、建坪一五四坪（一九四畳）、一〇三坪（一四一畳）、五一一坪（一三六畳）の三棟（之がまた幾棟にも分れていたであろうが）がコの字形につらなり、建坪合計七八六坪（四七一畳）という広大な建物がある。以上の畳数は記入があるが坪数は記入がないので、百分之一との縮尺で割出した概数である。つづいて南方に家中屋敷二ヶ所が描かれている。この絵図は「以来とハ御建前も広ク御立派ニ」（明治二年歎願書）なつた焼失後の絵図かも知れない。

②① 加藤竹彦氏「宿助成としての貸附金の実態―関ヶ原宿の場合」『岐阜史学』第二二号。

②② 鈴木寿氏「旗本領の構造」『歴史学研究』第二〇八号。

○文書閲覧の便を与えられた名大図書館に感謝の意を表したい。

執筆者紹介

- 樋口隆康 京都大学助教授
- 宮川善造 東北大学教授
- 新野直吉 秋田大学助教授
- 木崎良平 鹿児島大学助教授
- 日置弥三郎 岐阜大学教授
- 黒川正宏 広島県立舟入高校教諭
- 服部春彦 京都大学大学院学生
- 八木充 山口大学助手
- 朝尾直弘 京都大学研修員
- 室賀信夫 元京都大学助教授

例会 予告

十月一日（土）午後一時より

於京都大学楽友会館

東洋学者会議・国際歴史学会議に出席して

宮崎 市定
(予定)

宮崎理事長には、去る八月モスクワでの第二十五回東洋学者会議、ついでストックホルムの第十一回国際歴史学会議に出席されましたので、早速に帰朝報告をお願いしております。多数御来会をお待ちいたします。

On the word “Rus’” in “the Tale of the Raid of Igor”

by

Ryôhei Kisaki

Henryk Paszkiewicz is right when, treating the problem concerning the authenticity of “the Tale of the Raid of Igor” from a historical side, he says that the mere linguistic analysis of a work is not a decisive proof to answer such a question. But we cannot agree with him when he asserts that in the period reaching from the 10th to the 13th century the word “Rus’” in its broad sense had only religious meaning. For, in that period the word had not only the religious, but also perhaps the state, political-national meaning. In spite of such a shortcoming, he is quite right when he insists that the Tale is apocryphal because the author of the poem endows the word with a meaning unknown in the 12th century, to which the work is supposed to belong, and because in the Tale the anomalies are really too numerous. Namely, in that Tale we find that the word “Rus’” has two meanings: one is religious, the other is national—not political-national, but ethnical-national. Since such uses contradict one another and are anomalous, and since the ethnical-national use is not to be found in any of the historical sources in the 12th century, so I also am inclined to assert that the Tale was not written in that century.

On *Kôtai-yoriai-minoshû* 交代寄合美濃衆

—especially of the *Nishitakagi* families 西高木家——

by

Yasaburô Hioki

Documents of the *Nishitakagi* families 西高木家, owned by the Nagoya University, still remains in course of arrangement, in a large quantity over a truck-load.

Also the house in *Kamiishizu-mura*, *Yôrô-gun*, *Gifu-ken* 岐阜県養老郡上

石津村 still owns many important documents, which should be synthetically investigated to some future occasion. Having a chance to see a part of the documents, I tried here to outline it.

The Peasant Structure in *Imaborigō* 今堀郷 and the *Enryakuji* Temple 延曆寺 in the Middle Ages

by

Masahiro Kurokawa

This area, known as a representative type of communities, or *Sō* 惣, in the middle ages, remained keeping the tax-book and land-tax records in the *Imabori* Shinto Shrine 今堀日吉神社, on examination of which the character of recorded peasants changed about the turning point of the fifteenth century; besides those who were *Jizamurai* 地侍, *myōshu* 名主, *shinkan* 神官 and priest as usual members, another peasants of different character appeared to be persons of direct responsibility for tax-paying. This shows the trend of peasant independence to this change, through the change of the writing method in the land-books, the manorial lord *Hieizan* 比叡山 tried to keep the survival of the *Myō* 名 system, by establishing the existence of *Tōmyōshu* 当名主 kind in the *Enryakuji* Temple, which denotes a gradual feudalization from the upper. The producing structure in itself, however, cannot be supposed of especially splendid Uklad-existence; in spite of some class difference, like distinction between ' *Taike* ' 大家 and ' *Shōke* ' 小家 and the existence of *Toshiyorishū* 年寄衆, we can recognize the very fact that the personal relations of peasants each other were comparatively flat, and village communities had a peasant constitution.

A Problem of the Landlord System in the French Revolution

by

Haruhiko Hattori

It is natural that the fundamental problem of civil revolutions lies in